

低入札価格調査実施要領

平成 20 年 10 月 15 日告示第 312 号

平成 21 年 6 月 15 日一部改正

平成 21 年 7 月 10 日一部改正

平成 24 年 5 月 15 日一部改正告示第 255 号

平成 25 年 6 月 12 日一部改正告示第 267 号

平成 26 年 3 月 31 日一部改正告示第 132 号

平成 28 年 4 月 27 日一部改正告示第 253 号

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 1 項(施行令第 167 条の 13 により準用する場合も含む。以下同じ。)の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者(以下「最低価格応札者」という。)の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを調査する場合(以下「低入札価格調査」という。)の基準等を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、1 億円以上の工事のうち市長が認める工事とする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)については、予定価格の 7/10 から 9/10 までの範囲内で、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額(合計額を千円未満四捨五入)に 1.08 を乗じて得た額とする。ただし、その割合が 9/10 を超えた場合は 9/10、7/10 に満たない場合にあっては 7/10 とする。

直接工事費 95% + 共通仮設費 90% + 現場管理費 90% + 一般管理費 55%

2 調査基準価格を定めた場合は、予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)に記載しなければならない。

(入札参加者への周知)

第4条 対象工事の入札を執行するときは、以下の項目を応札者に対して入札にかかる通知等の際に周知しなければならない。

- (1) 低入札価格調査の基準があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回る価格で入札をした者(以下「低入札者」という。)は、最低価格応札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 低入札者は、事後聴取に協力すべきであること。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、低入札者があった場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日速やかに決定する旨を告げて、入札を終了する。

(調査の実施)

第6条 財政課長は、前条の理由により落札者の決定が保留されたときはすべての低入札者について、次に掲げる失格判断基準に該当するか否かを調査し、当該失格判断基準のいずれかに該当する場合は失格と判定し、速やかに当該入札者に対し書面で通知するものとする。

① 入札価格が次の計算による合計額より下回っている。

直接工事費 85% + 共通仮設費 80% + 現場管理費 80% + 一般管理費 45%

② 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費のいずれかが①に定める項目の率を下回っている。

2 低入札者が1名の場合は、前項の判定がされたときは、予定価格の範囲内にある者のうち次に低価格での応札を行った者を落札者と決定する。低入札者以外に予定価格の範囲内の者が無い場合は、入札は不落とする。

3 財政課長は、第1項の調査により失格と判定されなかった者のうち最低の価格をもって入札した者(以下「詳細調査対象者」という。)を、以下の項目について詳細調査対象者からの事情聴取および関係機関へ照会等により調査をするものとする。

(1) 工事費内訳書

(2) その価格により入札した理由(様式第1号)

(3) 手持ち工事の状況(様式第2号)

(4) 調査対象工事箇所と応札者の事業所、倉庫等の関連(地理的条件)(様式第3号)

(5) 手持ち資材の状況(様式第4号)

(6) 資材購入先及び購入先一覧(様式第5号)

(7) 手持ち機械の状況(様式第6号)

(8) 労務者の具体的供給見通し(様式第7号)

(9) 技術者等の配置計画(様式第8号)

(10) 過去2年間の施行した公共工事(様式第9号)

(11) 第一次下請の予定業者及び予定下請金額(様式第10号)

(12) 経営状況

(13) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他)

(14) その他必要な事項

4 財政課長は、調査結果を村上市入札契約手続運営委員会委員長(以下「委員長」という。)に報告しなければならない。

(審査及び落札決定)

第7条 委員長は、前条第2項による報告を受けた場合は、速やかに村上市入札契約手続運営委員会を招集し、報告の内容を審査のうえ、調査報告と次に定めるところにより取扱いを市長に答申する。

- (1) 調査報告を審査した結果、詳細調査対象者の申込みに係る価格により、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、詳細調査対象者を落札者と決定する。
- (2) 調査報告を審査した結果、詳細調査対象者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合には、その旨を詳細調査対象者に通知するものとし、詳細調査対象者の次に低価格での応札を行った者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。
- (3) 前号に該当する場合において、次順位者が低入札者であった場合は、第6条以降と同様の手続きを行うものとする。

2 前項の答申を受け、市長が落札者の決定をする。

(落札結果通知)

第8条 前条の規定により落札者が決定された場合においては、当該落札者にその旨を通知し、その他応札者にもその結果を適宜の方法により通知するものとする。

(契約保証金の特則)

第9条 村上市建設工事請負基準約款(以下「約款」という。)第4条に規定する契約保証金については、低入札価格調査により落札決定したものについて、請負代金の10分の3以上とする。

(前金払の特則)

第10条 約款第35条第1項に規定する前払金については、低入札価格調査により落札決定したものについて、請負代金の2／10以内とする。

(配置技術員の増員)

第11条 低入札者が落札者となった場合に、専任の配置技術者を1名以上増員することができるものとする。

(工事コスト調査等)

第12条 低入札者が落札者となった場合に、工事コスト調査及び支払額調査(検査終了後も含む。)に協力しなければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係課と協議し別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日に施行し、平成 21 年 7 月 15 日以降に入札するものから適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。